

日本人会での日本大使館領事相談・受付内容一覧

平成23(2011)年04月29日

在留届・変更届・離星届

日本人会ご来館の際、在留届・在留変更届・離星届を承ります。

- ☞在留届用紙 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf>
- ☞在留変更届用紙 http://www.sg.emb-japan.go.jp/ryoji_TODOKE_zrhkt_tegaki.pdf
- ☞離星届用紙 http://www.sg.emb-japan.go.jp/ryoji_TODOKE_rst11_tegaki.pdf

※在留届・・・外国に3ヶ月以上滞在される日本人は、最寄りの在外公館に在留届を提出することが義務付けられています。(旅券法第16条により定められています。) 在留届は各種証明書の発行などの領事手続きの際に必要な他、緊急事態等が発生した場合には邦人の方々と連絡をとる上で必要となりますので必ずご提出ください。
また、住所変更や帰国・転出の際も変更届、離星届を忘れずにご提出ください。

旅券(パスポート)

インドネシア・マレーシア・タイ・フィリピン・ブルネイ等の国へ渡航する場合(及びシンガポールの滞在)、旅券の有効期間が**6ヶ月以上必要**です。上記の国へ渡航する可能性のある方は早めに更新手続きを行うことをお勧めします。

《申請時の注意点》

- ・日本人会での旅券申請受付は 一般旅券の新規・切替更新のみに限らせていただきます。
(ただし、旅券新規・切替更新時、同時に新旅券への査証欄増補(増40ページ)を希望される場合は増補申請も可能です。)
- ・代理申請の場合は申請書の事前入手が必要となります。

《旅券交付についての注意点》

- ・日本人会にて旅券申請された方は、新しい旅券が発給されるまで稼働日で5日間かかります。(申請が日曜日→交付は同週の木曜日)
- ・新旅券受け取りには大使館領事部に申請者ご本人がご来館ください。

旅券の種類

有効期限	申請できる方
10年	・20歳以上で10年有効旅券をご希望の方
5年	・20歳以上で5年有効旅券をご希望の方 ・20歳未満の方

手数料(毎年4月1日に¥とS\$のレート換算の為改訂されます。)

申請内容	10年旅券	5年旅券	12歳未満
新規発給	S\$250	S\$172	S\$94
増補を申請する場合	+ S\$39	+ S\$39	+ S\$39

(2011.04.01改訂料金)

申請手続一覧

〈申請理由〉

1. 有効期限が一年未満になった
2. 旧タイプの旅券をIC旅券に変更したい
3. 査証欄に余白がない、又は残り少ない
4. シンガポールで出生した子の旅券を初めて申請する
5. 本籍地や氏名に変更が生じた
6. その他

新規発給

A 本籍地(都道府県名)に変更がなく、有効期限内に更新する場合

1. 一般旅券発給申請書：1通【5年又は10年旅券用(未成年は5年のみ)】
2. 現在使用中の旅券
3. 写真：1枚【縦4.5cm×3.5cm、申請日の前6ヶ月以内に撮影した、無背景、背景色は白または薄い青色、無帽、正面を向いたもの】
4. 手数料：新旅券交付時、現金のみ

B 新旅券申請中に現有効旅券を使いたい場合(上記A1.-A4.に加えて)

1. 旅券返納留保願書
2. 現有旅券の顔写真部分コピー
(※現有旅券の4~6ページに訂正または追記されている方は、該当ページのコピーもご用意ください。)

C 氏名や本籍地に変更がある場合・有効期限が既に満了した場合・新生児など初めて申請する場合

- (上記A1.-A4.に加えて) 1. 戸籍謄本(抄本)：1通[申請日の前6ヶ月以内に発行されたもの]

D 外国名記載について(上記A1.-A4.に加えて)

1. 該当綴りが分かる外国官庁発行のMarriage Certificate 原本又はBirth Certificate 原本や外国旅券原本及びそのコピー

在外選挙人証登録手続

在外選挙人証に関する各種申請書は 在シンガポール日本大使館 http://www.sg.emb-japan.go.jp/ryoji_SENKYO_j.htm 内よりダウンロードできます。

- 海外において投票を行うためには、あらかじめ当館を通じて日本国内の市区町村選挙管理委員会「在外選挙人名簿」への登録申請を行い、事前「在外選挙人証」を取得しておく必要があります。（「在外選挙人証」が交付されるまで、申請から数ヶ月かかります。）
- 在外選挙では、「衆議院小選挙区選出議員選挙」、「衆議院比例代表選出議員選挙」、「参議院選挙区選出議員選挙」、「参議院比例代表選出議員選挙」と、それらの補欠選挙及び再選挙に投票できます。

在外選挙人名簿への登録資格 【在留届が提出されていること】 ※滞在が3ヶ月未満の方でも申請ができます。

- ① 満20歳以上の日本国民（二重国籍の方も含みます、日本国籍を失った方は対象になりません）
- ② 住民票の転出届を提出済みの方
- ③ シンガポールまたはバタム島・ビンタン島に継続して3ヶ月以上居住する予定の方

申請に必要な書類 【申請者本人（または同居家族）が大使館・領事部で直接提出していただきます】

申請者本人が申請する場合

- ① 申請者本人の有効な日本旅券（旅券が手元がない方は大使館へご相談ください）
- ② 在外選挙人名簿登録申請書

同居家族が代理で申請する場合（①-②に加えて）

- ③ 申出書（署名欄は必ず申請者本人が記入する必要があります）
- ④ 書類を提出される同居家族の方の日本旅券（旅券が手元がない方は大使館へご相談ください）

登録申請先となる選挙管理委員会

- ・ 1994年5月1日以降に日本を出国した方：最終住所地
- ・ 1994年4月30日以前に日本を出国し、その後日本国内に居住していない方：本籍地（出国後、日本国内で住民基本台帳に記録されることがない場合で、一時帰国は含まない）
- ・ 外国で生まれ日本国内に一度も居住したことがない方：本籍地

その他（次の手続きの詳細は当館ホームページをご覧ください）

- ・ 「在外選挙人証」の住所・氏名の変更 「在外選挙人証記載事項変更届出書」
- ・ 紛失などにもなう、再交付 「在外選挙人証再交付申請書」

【注意】一時帰国などで、日本国内で転入届を提出し住民票を作成した場合には、（4ヶ月を経過した時に）在外選挙人証が無効となります。この場合、（再交付ではなく）新規の登録手続が必要となります。

領事部窓口の事務取扱時間

窓口取扱時間：月曜日～金曜日 8時30分～12時 & 13時30分～16時

2011年の休館日は、 土・日及び以下の通りです。	
年始の休日	1月3日(月)
成人の日	1月10日(月)
旧正月★	2月3～4日(木～金)
春分の日	3月21日(月)
グッド・フライデー★	4月22日(金)
レイバー・デー★（振替休日）	5月2日(月)
ヴェesak・デー★	5月17日(火)
ナショナル・デー★	8月9日(火)
ハリ・ラヤ・プアサ★	8月30日(火)
体育の日	10月10日(月)
ディーパヴァリ★※	10月26日(水)
ハリ・ラヤ・ハジ★（振替休日）	11月7日(月)
天皇誕生日	12月23日(金)
クリスマス★（振替休日）	12月26日(月)
年末の休日	12月29～30日(木～金)

主な連絡先

在シンガポール日本国大使館 領事部

✉ 16 Nassim Road Singapore 258390

☎ 6235-8855 (代表), Fax : 6733-5612

領事事務・自動応答電話システム ☎ 6830-3577

🌐 <http://www.sg.emb-japan.go.jp/>

Eメールアドレス✉ ryoji@sn.mofa.go.jp

外務省 : ☎ 東京 03-3580-3311

🌐 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

海外安全情報 : 🌐 <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

日本人会 : ☎ 6468-0066

🌐 <http://www.jas.org.sg>

日本人学校 : 🌐 <http://www.sjs.edu.sg>

小学部 クレメンティ校（事務局） ☎ 6775-3366

小学部 チャンギ校 ☎ 6542-9600

中学部 ☎ 6779-7355